



Building a better  
working world

# Tax Alert

## 支払期間報告制度(PTR)制度

### 概略

- ▶ 本制度では、大企業は、小規模企業サプライヤーへの支払期間および支払状況を半年毎に報告することを求められます。
- ▶ この報告内容は公的ウェブサイト「Payment Times Register」上で公表されます。
- ▶ この制度は支払期間報告規制当局(A Payment Times Reporting Regulator)によって運用されます。
- ▶ 報告には、それが会社の主たる機関(取締役会等)に提出される旨の宣言を含めなければなりません。
- ▶ この報告義務に違反した場合、罰金が課されます。
- ▶ 規制当局は、まもなく申請する必要のある企業をリスト化した「スマートフォーム」を発行します。このリストがすべての企業を網羅しない可能性にご注意ください。

オーストラリア連邦政府は、大企業および連邦政府の特定の機関に対する新たな報告義務を導入し、小規模企業サプライヤーへの支払期間および支払状況の開示を義務付けました。

この支払期間報告制度 (Payment Time Reporting Scheme、以下「PTR 制度」)は、2021 年 1 月 1 日より開始されます。

### 本制度の対象企業は？

登録慈善団体を除くオーストラリア国内で事業を行う企業のうち、直近の年度において総収入額が以下のいずれかに該当する企業に報告が義務付けられます。

総収入額が 1 億豪ドル超の企業

企業グループの「支配企業」の場合、グループ総収入額が 1 億豪ドル超

「支配企業」の傘下にある企業グループの一員である場合、その単体の総収入額が 1,000 万豪ドル超

また、PTR 制度上の登録および報告を企業が任意で行うことも可能です。

報告義務のある企業は、小規模企業への支払期間および支払条件を、公的ウェブサイト「Payment Times Register」上で開示しなければなりません。

小規模企業は「支払期間小規模企業確認ツール(SBIT)」上で確認できる予定であり、これには直近の所得年度の売上高合計が 1,000 豪ドル未満の企業が含まれます。SBIT は 12 月中旬から利用可能になる予定です。

### いつ報告する必要がありますか？

報告義務のある企業は、半年毎に、報告期間の末日から 3 カ月以内に報告を行うことが求められます。

6 月と 12 月を決算期とする企業は、2021 年 1 月 1 日から始まる 6 カ月の報告期間より報告が求められ、提出期限は 2021 年 9 月 30 日となります。決算期が上記と異なる企業はそれに応じて報告期間も異なります。

## どのような報告が必要ですか？

PTR 制度は、産業・科学・エネルギー資源省のシニア・エグゼクティブ・サービス担当者（以下「規制当局」）が運営します。PTR 制度の規則はまもなく最終決定される予定です。現行法および規則案上、報告義務のある企業は、取引先である小規模企業サプライヤーに関する以下の情報を報告する義務を負います。

- ▶ 標準的な支払条件
- ▶ 報告期間中に支払った小規模企業からの請求書について、以下の期間別の内訳
  - ▶ 請求書受領日から 20 日以内
  - ▶ 請求書受領日から 21 日目以降 30 日以内
  - ▶ 請求書受領日から 31 日目以降 60 日以内
  - ▶ 請求書受領日から 61 日目以降 90 日以内
  - ▶ 請求書受領日から 91 日目以降 120 日以内
  - ▶ 請求書受領日から 121 日目以降
- ▶ 報告期間中の小規模企業サプライヤーからの調達が調達全体に占める割合（総額ベース）
- ▶ サプライチェーン・ファイナンスの取り決め（リバースファクタリングまたはダイナミックディスカウンティング）
- ▶ 報告に署名した責任者の名前および報告が会社の主たる機関（取締役会等）に提出される旨の宣言

## 罰金

PTR 制度の報告要件を遵守しなかった報告企業には罰金が課される可能性があります。

特に、以下の状況においては、多額の罰金が適用される可能性があります。

- ▶ 規制当局に報告を提出しなかった場合
- ▶ 虚偽または誤解を生じさせる報告を提出した場合
- ▶ 対象期間中の記録を作成しなかった場合
- ▶ 規制当局が発行する監査通知を遵守しなかった場合

## 企業への主な影響

- ▶ 情報が公開されるため、報道機関／メディアの注目を集める可能性がある
- ▶ 規制当局には遵守状況を監査する権限が与えられる
- ▶ 社内の買掛金システムに必要なデータポイントが組み込まれているか？組み込まれていない場合、21 年 1 月 1 日から始まる最初の報告期間（決算期が 6 月と 12 月の企業の場合）に間に合うよう準備できているか？

- ▶ 違反した場合、最大で、当該違反が発生した年度の報告企業の合計所得の 0.6%に相当する罰金が課される可能性がある
- ▶ この報告により会社のコーポレートシチズンシップにどのような影響が生じるか？
- ▶ 運転資本管理にどのような調整が必要となるか？

## EY ができること

税金、運転資本およびデータ解析を網羅した EY の多角的アプローチにより、クライアントにおける PTR 制度に関する課題の整理とコンプライアンスを支援いたします。

EY は、下記の分野でサポートすることが可能です。

- ▶ オーストラリアにおけるクライアントのグループ構造をレビューし、本制度の報告義務対象となるグループ企業を確認します。
- ▶ 本制度の報告目的上必要なデータの収集がクライアントのシステム上可能になるよう支援します。
- ▶ EY のデータ解析ツールを用いて PTR 報告のレビューおよび作成を行います。
- ▶ 支払条件のモニタリング、改善が必要な分野を確認します。
- ▶ 運転資本の最適化：小規模企業への支払条件および適時支払いの状況をレビューする際、同じデータを使って、全てのサプライヤーに対する支払条件や定期的な支払業務を最適化できないか判定します。売掛金または棚卸資産を持続可能なかたちで削減することにより、買掛金増加の影響を相殺できる可能性があります。
- ▶ 適時支払いの管理およびモニタリング：取引プロセス管理を審査し、小規模企業への各支払いが適切に特定され期限までに支払われているかを確実にします。これには、問題や不正確さによって遅らせる必要のある支払いを特定して管理する例外管理も含まれます。
- ▶ 報告内容の承認に関する社内のガバナンスフレームワークおよびポリシーをレビューします。

## EY ジャパン・ビジネス・サービス コンタクト

### Sydney/Melbourne



篠崎純也 Junya Shinozaki  
Director  
JBS NSW Leader  
+61 2 9248 5739  
junya.shinozaki@au.ey.com

### Sydney/Brisbane



渡辺登二 Toni Watanabe  
Director, Tax  
+61 2 9248 4771  
toni.watanabe@au.ey.com

### Sydney



カーンズ裕子 Yuko Kearns  
Director, Tax  
+61 2 9248 5518  
yuko.kearns@au.ey.com



パトリック ジャイルズ・ジョーンズ  
Patrick Giles-Jones  
Director, Transfer Pricing  
+61 2 9248 4170  
Patrick.giles-jones@au.ey.com

### Perth



井上恵章 Shigeaki Inoue  
Director, Tax  
JBS Perth Leader  
+61 8 9217 1296  
shigeaki.inoue@au.ey.com



近藤 貴輝 Takaki Kondo  
Senior Manager, Assurance  
+61 8 9222 8715  
takaki.kondo@au.ey.com

EY | Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

#### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, strategy, transaction and consulting services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via [ey.com/privacy](#). For more information about our organization, please visit [ey.com](#).

© 2020 Ernst & Young, Australia.  
All Rights Reserved.

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

This communication provides general information which is current at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk.